

令和3年度答申第61号
令和4年1月17日

諮詢番号 令和3年度諮詢第62号（令和3年11月26日諮詢）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 働き方改革推進支援助成金交付決定取消処分に関する件

答申書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮詢に対し、次のとおり答申する。

結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮詢に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

理由

第1 事案の概要

本件は、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対してした働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）（以下「本件助成金」という。）を交付する決定（以下「本件交付決定」という。）について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）17条1項の規定に基づき、その全部を取り消す処分（以下「本件交付決定取消処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）補助金等適正化法17条1項は、各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取

り消すことができると規定している。

(2) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができると規定し、同項3号は、業務災害の防止に関する活動に対する援助を図るために必要な事業を掲げるとともに、同条2項は、同条1項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定めると規定している。

労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）38条は、労災保険法29条1項3号に掲げる事業として、働き方改革推進支援助成金等を支給すると規定し、同施行規則39条は、働き方改革推進支援助成金の支給対象となる中小企業事業主の要件を規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件事案の経緯は以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、令和2年5月29日付で、処分庁に対し、本件助成金の交付を申請した。その主な内容は、テレワーク導入に向けた外部専門家によるコンサルティング、就業規則の変更及びテレワーク用通信機器の導入で、所要額計182万9880円のうち国庫補助所要額は137万2000円（3／4補助、1000円未満切捨）というものである。

(働き方改革推進支援助成金交付申請書)

(2) 処分庁は、令和2年9月25日付で、上記（1）の申請に対し、補助金等適正化法6条1項の規定により、助成金137万2000円を交付する決定（本件交付決定）をした。

(働き方改革推進支援助成金交付決定通知書)

(3) 処分庁は、令和3年3月2日付で、審査請求人に対し、「交付要綱第13条第1項に定める期限までに不備のない支給申請書等が提出されていないため。」との理由を付して、本件交付決定の全部を取り消す処分（本件交付決定取消処分）をした。

(働き方改革推進支援助成金交付決定取消通知書)

(4) 審査請求人は、令和3年3月24日、審査庁に対し、本件交付決定取消処分を不服として審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査庁は、令和3年11月26日、当審査会に対し、本件審査請求は棄

却すべきであるとして諮詢をした。

(諮詢書、諮詢説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

コロナウイルスの影響により、事務担当従業員の出勤を減らしており、また、対象労働者同意書の作成、改善事業の実施に必要な経費の見積書を徴した事業者の納期の遅れ等で時間がかかり、成果目標の評価期間の変更申請が遅れた。本件助成金の申請は初めてで不慣れながら進めて行く中、コロナ禍のため相手先事業者の担当者や審査請求人の決裁者との連絡がうまくいかないこともあり進捗が遅れた。申請期限や期限の変更書類等の存在を見落とし、結果的に令和3年3月23日に申請する運びとなった。現在、テレワークへの取組も基準以上の実績である。

本件交付決定が取り消されると、かかった経費が審査請求人の事業規模からすると非常に重い負担となるため、このコロナ禍の経済状況も踏まえて本件交付決定取消処分の取消しを嘆願する。

第2 審査庁の諮詢に係る判断

厚生労働省労働基準局長及び雇用環境・均等局長から都道府県労働局長宛て通達「働き方改革推進支援助成金の支給要領の一部改正について」（令和2年5月1日付け基発0501第1号・雇均発05011第1号。以下「本件支給要領」という。）第3の2（2）アは、「交付要綱第13条第1項に定める期限までに不備のない支給申請書等が提出されない場合は、交付要綱第16条第1項に定める交付決定を取り消す事由に該当する」と規定しており、厚生労働事務次官から都道府県労働局長宛て通達「働き方改革推進支援助成金の交付要綱の一部改正について」（令和2年5月1日付け厚生労働省発基0501第1号・厚生労働省発雇均0501第1号）の「働き方改革推進支援助成金交付要綱（テレワークコース）」（以下「本件交付要綱」という。）16条1項は「改善事業主が、法令、本要綱、法令又は本要綱に基づく厚生労働大臣の処分又は指示に違反した場合、交付決定の全部を取り消すことができる」旨規定している。

審査請求人から提出期限である令和3年1月1日までに支給申請書等が提出されていないことは、本件交付要綱16条1項（1）に該当するので、同年3月2日付で本件交付決定取消処分を行ったものであり、本件交付決定取消処分は違法又は不当なものとはいえず、本件審査請求には理由がないから棄却されるべきである。

なお、審理員は、その意見書において、以上と同旨の理由を述べた上で、本件交付決定の通知書には、助成事業主は、補助金等適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、本件交付要綱及び本件支給要領の定めるところに従う旨の記載があり、処分庁は、審査請求人が本件交付要綱に違反したことから、補助金等適正化法17条1項の「補助事業者等が、補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の处分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。」に該当すると判断したもので、本件交付決定取消処分は妥当であるとともに、当審査会の答申を引用した上で、提出期限を超過した助成事業主に例外を認めると国の施策の斉一性及び公平性を欠くこと等から、本件交付決定によって成立した法律関係を維持しなければならない特段の事情は見受けられないとしている。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和3年11月26日、審査庁から諮問を受け、同年12月23日及び令和4年1月13日の計2回、調査審議をした。

また、審査請求人から、令和3年12月15日、資料の提出を受け、審査庁から、同月20日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によれば、本件審査請求の受付から本件諮問までに約8か月を要しており、このうち、審査請求書の受付（令和3年3月24日）から審理員の指名（同年8月12日）までに約4か月半を要している。審査庁においては、審理手続の迅速化について、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（1条1項参照）を踏まえ、審査請求事件の進行管理を改善する必要がある。

(2) 上記（1）で指摘した点以外では、一件記録によれば、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件交付決定取消処分の適法性及び妥当性について

(1) 処分庁は、本件交付要綱13条1項に定める期限までに不備のない支給申請書等が提出されていないことを理由（働き方改革推進支援助成金交付決定取消通知書）として、本件交付決定取消処分をした。

本件交付要綱13条1項に定める期限とは、同項において、改善事業を

完了した日（本件支給要領第3の2（1）において、成果目標の評価期間を経過した日とされている。）から起算して1か月を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月1日のいずれか早い日とされている。審査請求人の「働き方改革推進支援助成金事業実施計画」及び本件交付決定の通知書によれば、成果目標の評価期間は「令和2年11月1日から1か月」であるから、本件の場合、令和3年1月1日が本件交付要綱13条1項に定める期限と算定され、期限までに支給請求書等が提出されていないことについて審査関係人の間で争いはない。

そして、本件交付決定の通知書には、助成事業主は本件交付要綱等の定めるところに従う旨の記載があるところ、これは、補助金等適正化法7条3項の規定に基づき交付の目的を達するために必要な条件として本件交付決定に附されたものということができる。そうすると、審査請求人は、期限までに支給申請書等を提出しなければならない旨の本件交付要綱13条1項の定めに反したので、本件交付決定に附された条件に違反したものとして、本件交付決定取消処分がされたものと解される。

(2) 補助金等適正化法は、補助事業者等に、法令、補助金等の交付の決定の内容、これに附した条件等に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行う義務を課す（11条1項）一方、各省各庁の長に、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならないとの責務を課し（3条1項）、補助事業者等に対する、事業遂行状況報告の求め（12条）、事業遂行等の命令（13条）、事業完了時の実績報告後における是正措置命令（16条1項）をなし得る権限を与えていた。

その上で、補助金等適正化法17条1項は、補助事業者等が補助金等の交付の決定の内容、これに附した条件等に違反した場合、補助金等の交付の決定を取り消すことができると規定するが、交付決定の取消しは、それが安易にされてしまうと交付決定によって成立した法律関係及び補助事業者等の信頼が害されることになるから、形式的に補助事業者等に違反行為があるというだけで直ちにすることができると解すべきではなく、補助の目的、義務違反の内容及び程度、義務違反が補助の目的を害する程度、交付決定の取消し以外の方法で義務違反を是正する方法の有無等を総合的に判断した上で、補助の目的を阻害する義務違反であると認められる場合にすると解することができる。

これを本件についてみると、本件交付要綱13条1項によれば、支給申請書等の提出期限は、改善事業を完了した日から起算して1か月を経過した日（上記（1）のとおり本件では令和3年1月1日となる。）又は同年3月1日のいずれか早い日であり、また、本件交付要綱8条によれば、本件助成金の事業実施期間の末日は同年2月15日である。同年1月1日までに支給申請書等が提出されない場合、本件交付決定をした（すなわち、本件助成金を審査請求人に交付すべきものと認めた）処分庁としては、補助金等適正化法3条1項により負う責務を果たし、事業が適切に実施されることを確保する観点から、提出期限経過後の一定の時期や、同年2月15日、同年3月1日といった期日の到来を捉まえるなどして、上述のような補助金等適正化法上とり得る措置を講ずることが求められているというべきである。しかし、処分庁が審査請求人に対して何らかの措置を講じたことをうかがわせる資料は見当たらず、審理員及び審査庁においても、本件交付決定取消処分に至るまでの処分庁の対応状況について、補助金等適正化法の規定と照らして精査したことを行うかがわせる資料は見当たらない。

そうすると、処分庁は、交付決定の取消しという最も重い処分を選択するに当たって、補助金等適正化法の規定に照らして交付決定の取消しに至るまでにとり得る措置を講じ、未提出となっている支給申請書等を提出させて事業を完遂させ本件交付決定に係る助成の目的の達成状況を確認することもなく、形式的に、審査請求人に期限までに支給申請書等を提出しなかったという本件交付要綱の定めに反する行為があると認定したことだけをもって、本件交付決定に附した条件に違反したとして直ちに本件交付決定取消処分に及んだと評価するほかない。

そして、審査庁（審理員）においても、上記で検討してきた点について、何ら説明することなく本件諮詢に至った（諮詢説明書、審理員意見書）のであるから、本件交付決定取消処分を行うことが適法かつ妥当であったかについて検討を尽くしていないといわざるを得ず、このような審査庁の判断は、妥当とはいえない。

なお、審査請求人は、支給申請書等を令和3年3月23日取扱いの特定記録郵便により郵送して提出した旨主張する一方、処分庁は、支給申請書等は提出されていない旨主張する。当審査会において双方に確認したところ、審査請求人からは、提出したとする支給申請書等の写しは当審査会に提出されず、処分庁からは、上記特定記録郵便により郵送されたのは審査

請求書のみである旨の回答があった。本件交付決定に係る助成の目的の達成状況を確認することができる支給申請書等の提出の有無について双方の主張が異なる場合には、審理手続において事実関係を明らかにする必要があったというべきであるが、それをうかがわせる資料は見当たらない。今後審理手続の的確な遂行が望まれる。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委 員	三 宅	俊 俊	光
委 員	佐 脇	敦 敦	子
委 員	中 原	茂 茂	樹